

給水装置工事の完成検査等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の4第3項第3号及び浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号。以下「条例」という。）第12条第3項に規定する給水装置工事の完成検査等について必要な事項を定め、完成検査等の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主任技術者が行う完成検査

法第25条の4第3項第3号の規定に基づき行う検査であって、給水装置が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定する基準（以下あわせて「構造・材質基準」という。）に適合し、かつ、施工方法が適切に行われたかを確認する検査をいう。

(2) 市が行う中間検査

開発行為に伴い市に移管される給水装置については、開発行為工事（配水管）中間検査報告書（様式3）により実施する検査をいう。検査は別紙2の開発行為工事（配水管）中間検査基準に基づき行う。

(3) 市が行う完成検査

条例第12条第3項の規定に基づき行う検査であって、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）により提出された書類に基づき実施する検査をいう。

(検査書類の提出)

第3条 前条第2号及び第3号において、指定工事事業者の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第2号（中間検査）

- ア 完成図（浜松市水道工事共通仕様書）
- イ 工事記録写真（開発行為工事（配水管）中間検査報告書（様式3）に記載のある項目）
- ウ 水圧試験結果
- エ 水質試験結果
- オ その他、施工条件等により管理者が指定する書類

(2) 第2条第3号（完成検査）

- ア 給水装置工事完成届（浜松市水道事業給水条例施行規程第25条関係）
- イ 設計書（給水台帳）2部
- ウ 工事記録写真（給水装置工事完成検査報告書（様式1）に記載のある項目）
- エ 給水装置工事完成検査報告書（主任技術者）（様式6）
- オ その他、施工条件等により管理者が指定する書類

(3) 提出期限

- ア 中間検査は、表層工を施工する前に市に提出する。
- イ 完成検査は、浜松市水道事業給水条例施行規程第8条に基づき、提出する完成届に添えて、工事完成後14日以内に市に提出する。

(検査の内容)

第4条 第2条第1号及び第3号の検査の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主任技術者が行う完成検査

- ア 構造・材質基準に適合していることを確認する。
- イ 給水装置工事が市の審査に合格した設計と整合していることを確認する。
- ウ 給水装置工事完成検査報告書（主任技術者）（様式6）の記載のある項目を確認する。

(2) 市が行う完成検査

ア 書類検査

全ての工事において書類検査は、給水装置工事完成検査報告書（様式1）により検査する。検査は別紙1の給水装置工事完成検査報告書検査基準に基づき行う。

イ 現地検査

- (ア) 同一敷地内において水道以外の用水を併用する場合は、給水装置工事（井水等併用）現場検査報告書（様式4）により、必要に応じて現地検査を行う。
- (イ) 中高層直結直圧給水で建物内メーター設置及び直結加圧給水については、中高層直結給水・加圧給水現場検査報告書（様式5）により現地検査を行う。
- (ウ) その他、管理者が必要と認める場合、給水装置工事現場検査報告書（様式2）により現地検査を行う。

(検査結果の報告)

第5条 市は前条第2号の検査結果については、給水装置工事完成検査報告書（様式1）及び給水装置工事現場検査報告書（様式2）により指定工事業者に報告するものとし、必要に応じて当該給水装置工事の申込者に報告する。

(改善指示)

第6条 第4条第2号の検査の結果、改善必要箇所がある場合、市は当該指定工事業者に対し、給水装置工事改善指示書（様式7）に基づき改善指示を行うものとする。

(検査書類提出の省略)

第7条 次の各号に掲げる工事の場合であって市が認めた場合は、第3条第2号に規定する給水装置工事完成検査報告書（主任技術者）（様式6）の提出を省略することができるものとする。

- (1) 撤去工事
- (2) 修繕工事
- (3) 仮設又は臨時用で、かつ、小規模（1給水栓程度）な工事

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

給水装置工事完成検査報告書

(様式1)

設置場所		受付年月日	年 月 日	
申込者		完成年月日	年 月 日	
指定工事事業者		提出年月日	年 月 日	
徴収番号		検査年月日	年 月 日	
工 事 種 別			基 準 点	加 点
道路と宅内			10点	
道路のみ			5点	
宅内のみ			5点	
種 別	検 査 項 目		基 準 点	減 点
写真 (道路)	写真未提出のため 検査ができない	舗装 土被り・上砂・砕石埋戻し・仮復旧・本復旧 (下水同調・要望同調・同調)	1項目につき減点5	
		砂利道 土被り・上砂・砕石埋戻し・路面復旧	1項目につき減点5	
	写真内容不備	黒板なし	減点5	
		スタッフなし・スタッフ読取不可	減点3	
		管上確認不可・管上でない	減点1	
	黒板記載不備 または見えない	施工場所・施主名・施工日・業者名・施工内容	1項目につき減点1	
	深度不足 (cm)		減点1	
他の管と30cm以上の離隔がない		減点10		
写真 (宅内)	写真未提出のため検査ができない		減点25	
	写真内容不備	黒板なし	減点5	
		スタッフなし・スタッフ読取不可	減点3	
		管上確認不可・管上でない	減点1	
	黒板記載不備 または見えない	施工場所・施主名・施工日・業者名・施工内容	1項目につき減点1	
	深度不足(30cm未満) (cm)		減点1	
	他の管と30cm以上の離隔がない		減点10	
部分掘削(再度掘削している)		減点5		
写真 (水圧)	写真未提出のため検査ができない		減点25	
	写真内容不備	黒板なし	減点5	
		ゲージ読取不可	減点3	
		接続先不明	減点1	
	黒板記載不備 または見えない	施工場所・施主名・施工日・業者名 ・水圧試験内容(水圧・時間)	1項目につき減点1	
	水圧(不足・超過) (MPa)		減点3	
	試験水圧 1.75MPa (±0.04まで有効)		減点3	
水圧時間(不足・超過)(1分間)		減点3		
完成前測定		減点1		
台帳	申請時や承認中に指摘した事項を訂正していない		減点10	
	書類の不備		減点1	
	記載漏れ・記載間違い		減点1	
その他				
書類提出	手直し指示日(月 日)・提出日(月 日)7日以上経過		減点3	
	完成検査届の遅延(15日以上経過・半年以上経過)		減点5・減点10	
検査員	検査結果	90 + — =		

給水装置工事現場検査報告書

(様式2)

			検査日	年	月	日
種別	検査項目	確認内容	○・×	コメント欄		
道路	復旧状態	ライン、凹凸、既設舗装とのすり合わせ等問題ない				
宅内 (民地内)	一文字止水栓	止水操作に支障がない(筐内中央)				
		設置場所は台帳と相違がない				
	メーター止水栓	止水操作に支障がない				
		設置場所は台帳と相違がない				
	メーター (量水器)	検針に支障がない				
		取替え作業ができる (ガイドナット等に工具がはまる)				
		メーター口径は台帳と相違がない				
		正しく設置されている(向き・水平)				
	外散水	台帳と相違がない(数量・場所)				
	特殊器具	台帳と相違がない(数量・場所)				
本体 (ガス(瞬) ・ 電気(貯) ・ 石油 ・ 他)						
貯水 槽	設置位置	台帳と相違がない				
	チェック水栓	有 ・ 無 台帳と相違がない				
	減圧弁	有 ・ 無 台帳と相違がない				
	定水位弁	有 ・ 無 台帳と相違がない				
	バキュームブレーカー	有 ・ 無 台帳と相違がない				
	防虫金網	越流管端部に設置されていること				
該当する検査項目が全て○で書類検査を行える			検査員			

開発行為工事(配水管) 中間検査報告書

(様式3)

課長	課長補佐	グループ長	グループ	起案

設置場所	
申込者	
徴収番号	
指定工事事業者	

写真判定	土	検査事項	設計値		出来形		規格値	○・×	備考
		埋戻(砂)	上砂		cm		cm	設計値以上	
	下砂		cm		cm				
工		埋戻材		cm		cm	一層転圧20cm以内		
		埋設標識シート		cm		cm	中間層に設置		
※延長40mにつき1ヶ所	配管	材料検査	-		-		立会日 . .		
		基準高(土被り)		cm		cm	65cm以上		
		管テープ	-		-		铸铁管のみ		
		ソフトシール弁下部	-		-		HPEのみ		
		ポリエチレンスリーブ ※巻付状況	-		-		铸铁管・HPE		
		割T字管分岐工事 (自記圧計測)			MPa		MPa	10分間保持	
品質管理		水圧試験 ※自記圧測定記録による		MPa		MPa	初期圧力に対して10%未満の低下		
		水質試験	-		-		試験結果の提出		
		継手チェックリスト ※铸铁管及びHPE	-		-				

該当する上記の項目全てが○になるまで現地検査は行わないこと。

書類検査日	. .	検査員	
-------	-----	-----	--

現場検査	管延長		m	m	設計値以上		
	弁設置状況 (仕切弁Φ × 箇所) (SV× 箇所)	-		cm	弁体の設置状況 (弁棒軸高)		
		操作に支障がない (筐の中心にある)				筐の設置状況	
	消火栓設置状況 (箇所)	-		cm	弁体の設置状況 (弁棒軸高)		
		操作に支障がない				筐の設置状況	
	排泥ドレン (箇所)	操作に支障がない				筐の設置状況	
竣工図	平面図 配管詳細図等	-		-	必要事項の 記載		
	オフセット3点測定 (弁類・管末)	-		-	精度		

各弁の×は、手直し後再確認すること。図面内の数字(寸法)の間違ひは、後日マイクロ再提出で確認。全て○で完成届提出。

現場検査日	. .	検査員	
-------	-----	-----	--

給水装置工事(井水等併用)現場検査報告書

(様式4)

設置場所				
申込者				徴収番号
指定工事事業者				検査日
		年 月 日		
種別	検査項目	確認内容	○・×	コメント欄
井水等併用	井戸等ポンプ位置	台帳と相違がない		
	井戸等ポンプバルブ	有・無 台帳と相違がない		
	市水止水栓	「閉」により水栓類を確認する		
	調査結果	クロスコネクションではない		
道路復旧	舗装	本復旧が完了している		
	すり合わせ	通行に支障がない		
	ライン	着工前と同様の復旧である		
	凹凸	復旧範囲内に凹凸がない		
	その他			
宅内(民地内)	メーター止水栓	止水操作に支障がない		
		設置場所は台帳と相違がない		
	一文字止水栓	止水操作に支障がない(筐内中央)		
		設置場所は台帳と相違がない		
	メーター(量水器)	取替え作業ができる (ガイドナット等に工具がはまる)		
		メーター口径は台帳と相違がない		
		正しく設置されている(向き・水平)		
	外散水	台帳と相違がない(数量・場所)		
特殊器具	台帳と相違がない(数量・場所)			
	本体 (ガス(瞬)・電気(貯)・石油・他)			
貯水槽	設置位置	台帳と相違がない		
	チェック水栓	有・無 台帳と相違がない		
	減圧弁	有・無 台帳と相違がない		
	定水位弁	有・無 台帳と相違がない		
	バキュームブレーカー	有・無 台帳と相違がない		
	防虫金網	越流管端部に設置されていること		
該当する検査項目が全て○で完成届の提出を可とする			検査員	

中高層直結給水・加圧給水現場検査報告書

(様式5)

設置場所					
申込者		徴収番号			
指定工事事業者		検査日	年	月	
			日		
種別	検査項目	確認内容	○・×	コメント欄	
道路	復旧状態	ライン、凹凸、既設舗装とのすり合わせ等問題なし			
バルブ	一字止水栓・仕切弁	筐内中央に設置、開閉作業に支障なし			
水栓	外散水の位置と数量	台帳と相違がない			
建物内メーター設置	メーターユニット	向き(1次側・2次側)			
		固定状況			
		上・下流接続管は可撓性がある管の使用(台帳と相違がない)			
	メーター(量水器)設置	正しい向きである			
		部屋番号とメーター番号が合致している			
		検針・検満に支障がない			
	パイプシャフトの床面	漏水の際、PS内から廊下へ流れる構造である			
凍結防止対策	凍結防止カバー等必要に応じて対策を講じる				
逆流防止装置	単式逆止弁の設置【直圧方式】	・メーター直近の下流 ・第一止水栓から立管の間に設置(建物内メーター)			
	減圧式逆流防止器の設置【加圧方式】	ブースターポンプ内に設置			
	単式逆止弁の設置【直圧・加圧方式】	直圧系統の分岐直近下流側			
器具	立管の最上部に吸排気弁の設置【共通】	吸排気弁である			
		バルブは全開状態より1/4回転戻しを確認			
	チェック栓又は共用栓の設置【共通】	第一止水栓と立管の間(直圧方式) 第一止水とブースターポンプの間(加圧方式)			
	排水ドレン【加圧方式】	給水ヘッダー末端部捨て水が出来る構造である			
ブースター	設置位置	台帳と相違がない			
	ポンプの設定値(1次圧)	設定値(m)			
	メンテナンスカード	年1回、メンテナンスを行う旨を伝える			
該当する検査項目が全て○で完成届の提出を可とする			検査員		

(様式7)

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

給水装置工事改善指示書

設置場所	
申請者	
徴収番号	
指定工事事業者	
検査年月日	
検査員	

改善指示内容
改善期限